

第4章 災害予防計画

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生の原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、災害の発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握、指定し警戒避難体制の整備等に努めるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・地域の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 町

ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

イ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関す

る様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

ウ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (4) 町は各地域において、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、自主防災組織や防災リーダーの育成に努めるものとする。
- (5) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。特に町は福祉施設と連携を図り、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- (3) インターネット、SNSの活用
- (4) 新聞、広報誌等の活用
- (5) スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (6) 広報車両の利用

- (7) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (8) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (9) 学校教育の場の活用
- (10) その他

4 普及、啓発及び教育に要する事項

- (1) 北海道地域防災計画の概要
- (2) 北海道防災基本条例の概要
- (3) 災害に対する一般知識
- (4) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ その他
- (5) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領・方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - 1 (家庭内、組織内の)連絡体制
 - 2 気象情報の種別と対策
 - 3 避難時の心得
 - 4 被災世帯の心得
- (6) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (7) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

第4章 災害予防計画

- (2) 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、防災ボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

1 国土交通大臣管理区間における重要水防箇所【石狩川水系雨竜川】 平成29年6月現在

| 番号 | 種別 | 重要度 | 築堤名 | 距離標 | 延長(km) | | 位置(km) | 計画高水位(m) | 計画築堤高(m) | 現況築堤高(m) | 備考 |
|----|-------------------------|--------|------------|---------------------|------------|------|--------|----------|----------|----------|-------|
| 1 | 【堤防高】 堤防の高さが不足している箇所 | B | 秩父別築堤 | 19.80 ～ 20.00 | 0.19 | | 19.80 | 44.55 | 46.05 | 46.60 | 重点区間 |
| 2 | | B | 秩父別築堤 | 24.40 ～ 24.49 | 0.09 | | 24.40 | 48.93 | 50.43 | 49.33 | |
| 3 | | B | 秩父別鉄道橋上流築堤 | 24.49 ～ 24.80 | 0.30 | | 24.60 | 48.93 | 50.43 | 49.33 | |
| 4 | | A | 秩父別鉄道橋上流築堤 | 24.80 ～ 25.20 | 0.39 | | 25.00 | 49.47 | 50.97 | 49.71 | |
| 5 | | B | 秩父別鉄道橋上流築堤 | 25.20 ～ 25.60 | 0.39 | | 25.40 | 50.01 | 51.51 | 51.03 | |
| 6 | | A | 秩父別鉄道橋上流築堤 | 25.60 ～ 27.14 | 1.50 | | 26.40 | 51.35 | 52.85 | 50.61 | |
| 7 | | A | | 27.14 ～ 30.60 | 3.46 | | 28.80 | 54.59 | 56.09 | 54.31 | 重点区間 |
| 8 | | A | | 31.40 ～ 31.42 | 0.02 | | 31.40 | 57.84 | 59.34 | 60.16 | |
| 9 | | 【堤防断面】 | B | 千秋上流築堤 | 16.80 ～ | 0.17 | | 16.80 | 42.49 | 43.99 | 44.68 |

第4章 災害予防計画

| | | | | | | | | | | | |
|----|------------------------------------|-----|--------------|---------------------|------|--|-------|-------|-------|-------|----------|
| | 堤防の幅が不足している箇所 | | | 17.00 | | | | | | | |
| 10 | | B | 秩父別築堤 | 20.00 ～ 20.20 | 0.19 | | 20.20 | 44.70 | 46.20 | 46.89 | |
| 11 | | B | 秩父別築堤 | 22.40 ～ 22.60 | 0.19 | | 22.40 | 47.01 | 48.51 | 49.26 | |
| 12 | | A | 秩父別鉄道橋上流築堤 | 24.49 ～ 27.14 | 2.57 | | 25.80 | 50.55 | 52.05 | 51.34 | |
| 13 | 【水衝・洗掘】 川の水あたりの強い箇所 | B | 秩父別築堤 | 22.30 ～ 22.40 | 0.10 | | 22.40 | 46.80 | 48.30 | 49.19 | |
| 14 | 【工作物】 橋の桁下が低い箇所等 | B | 沼田大橋 (新橋) | 24.38 | | | 24.38 | 48.64 | 50.14 | 50.88 | |
| 15 | | A | 穂栄橋 | 26.27 | | | 26.27 | 51.18 | 52.68 | 52.86 | |
| 16 | | A | 吊橋 | 30.69 | | | 30.69 | 56.84 | 58.34 | 59.57 | |
| 17 | 【旧川跡】 昔、川が流れていた箇所等 | 要注意 | 千秋上流築堤 | 15.32 ～ 16.50 | 1.00 | | 16.00 | 41.82 | 43.32 | 44.03 | |
| 18 | | 要注意 | 千秋上流築堤 | 17.50 ～ 17.95 | 0.40 | | 17.80 | 43.04 | 44.54 | 45.14 | |
| 19 | | 要注意 | 秩父別築堤 | 17.95 ～ 21.56 | 3.41 | | 19.80 | 44.41 | 45.91 | 46.71 | 重点 区間 |
| 20 | | 要注意 | 秩父別築堤 | 22.00 ～ 23.00 | 0.95 | | 22.40 | 46.80 | 48.30 | 49.19 | |
| 21 | 【重点区間】 必要性に応じて特に水防時に重点的に巡視すべき区間 | | 秩父別築堤 | 19.90 ～ 20.10 | 0.19 | | 20.00 | 44.55 | 46.05 | 46.60 | 重点 区間 |
| 22 | | | | 30.10 ～ 30.30 | 0.20 | | 30.20 | 56.21 | 57.71 | 54.50 | 重点 区間 |

※平成29年6月現在 札幌開発建設部 重要水防箇所調査

2 北海道知事管理区間における重要水防箇所 現在

平成28年4月

| 河川 | 右 左 岸 | 起点位置 (km) | | | 終点位置 (km) | | | 重要 水防 区域 延長 (km) | 重 要 度 | 築 堤 有 無 | 備 考 |
|------------------------|-------------|-------------|-----------------------|------|-------------|------|------|------------------------------|-------------|------------------|-----------------|
| | | 地区名 | 位置名称 | 距離 | 地区名 | 位置名称 | 距離 | | | | |
| 石狩川 水系境 川 | 左 | 南二条 | 南二条橋 から0.2km 下流 | 1.90 | 南二条 | 南二条橋 | 2.10 | 0.20 | B | 有 | |
| | 左 | 南二条 | 南二条橋 | 2.10 | 南二条 | 境川橋 | 2.50 | 0.40 | B | 有 | 樋門・ 排水 機場 |
| | 右 | 南二条 | 南二条橋 から0.2km 下流 | 1.90 | 南二条 | 南二条橋 | 2.10 | 0.20 | B | 有 | 樋門 |
| 石狩川 水系秩 父別桜 川 | 左 | オーホー 一己町 | 東1丁目橋 | 1.03 | オーホー 一己町 | 南二条橋 | 1.60 | 0.57 | B | 有 | 樋門 |

3 防災重点ため池

| 名称 | 所在地 | 管理者 | ため池諸元 | | | | | | | | |
|-----------|--------------|------------------|-------|------------|-----------|------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------|-----------------|
| | | | 形式 | 天端幅 (m) | 堤高 (m) | 堤頂高 (m) | 総貯 水量 (千m ³) | 流域 面積 (k m ²) | 満水 面積 (k m ²) | 受益 面積 (ha) | 受益 戸数 (戸) |
| 東山 貯水池 | 多度志南 65番地 | 秩父別 土地改良 区 | 谷地 | 4.0 | 12.7 | 168 | 444.0 | 2.600 | 0.043 | 17.6 | 9 |

4 市街地における低地帯の浸水危険区域及び整備計画

| 番号 | 危険区域 | | | 予想される被害 | | | | 整備計画 | | |
|----|------|-------|----------------|------------|-----------|-------------|----|-------------|------------------|----------------------------------|
| | 区域名 | 場所 | 危険 区域 面積 | 災害の 要因 | 住家 (戸) | 公共施 設(棟) | 道路 | そ の 他 | 実 施 機 関 | 概 要 |
| 1 | 中央西 | 2条2丁目 | 2.0ha | 低地排 水不良 | | | | | 秩 父 別 町 | 整備済 (筑紫川整備に よる排水不良の 解消) |

第3節 雪害対策計画

異常降雪等により予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画に定めるところによる。

1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

- (1) 国道路線の除雪は、札幌開発建設部深川道路事務所が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、札幌建設管理部深川出張所が行う。
- (3) 町道路線の除雪は、町（建設課）が行う。

2 除雪作業の基準

町（建設課）が管理する道路で、冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は次のとおりである。

| 種類 | 除雪延長 | 直営 | 委託 | 除雪目標 |
|-----|------|------|-----|----------------------------|
| 第2種 | km | km | km | 2車線確保を原則とし、夜間除雪は原則として行わない。 |
| | 95.5 | 92.0 | 3.5 | |

3 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除排雪計画に基づいて主要幹線より順次除排雪を実施するものとする。

4 通信施設の雪害防止対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話(株)北海道支店は、施設の改善、応急対策の強化を図るものとする。

5 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力(株)送配電カンパニー深川ネットワークセンターは、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

6 積雪時における消防対策

- (1) 町（建設課）は除雪計画路線のほか、住宅密集地の道路については、常に消防車の運行に支障のないよう除雪をするものとする。
- (2) 消防水利については、消防署員により常に除雪を行い、消防活動に支障のないようにするものとする。

7 建築物雪害対策

積雪による建築物の災害を予防するため、「雪おろし」等適切な管理を行うものとする。
町は、屋根雪落下や倒壊等の災害を防止するため、12月から3月の間必要に応じ、広報誌や広報車、回覧等により雪おろし奨励に努めるものとする。

8 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する予報（注意報を含む）、警報、並びに気象情報等を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- (1) 町長は本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めるとき本部を設置するものとする。
 - ア 大規模な雪害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。
 - イ 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命に係わる事態が発生し、その規模・範囲から特に緊急・応急措置を要するとき。
- (2) 町長は路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車は努めて機械力で救出するが、不可能なときは乗員を救出して避難収容することとする。

9 各バス交通機関の措置

各バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報するものとする。

第4節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は、水防予防計画に定めるほか、本計画に定めるところによる。

1 気象状況の把握

融雪期においては、気象警報等により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の情報等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及びなだれ、地すべり等の懸念のある地域、箇所危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町、消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町は、関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等、事前に検討しておくものとする。
- (3) 町（建設課）は、なだれ・積雪・捨雪及び結氷等により、河道・導水路等が著しく狭められ被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道・導水路内の除雪、結氷の破碎等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪

道路管理者は、なだれ・積雪・結氷・滞溜水等により、道路交通が阻害されるおそれのあるときは、道路の除雪・結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効果的な活用を図るものとする。

4 水防資器材の整備・点検

町及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効果的にするため、融雪出水前に水防資器材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資器材手持業者等とも十分な打ち合わせを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

5 水防思想の普及徹底

町及び河川管理者は融雪水に際し、住民の十分な協力が得られる水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第5節 水防予防計画

水害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、水防法に基づき作成した「秩父別町水防計画」の定めるところによるものとし、重要水防区域は資料のとおりである。

第6節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画は、本計画に定めるところによる。

1 予防対策

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第7節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための計画は、本計画の定めるところによる。

1 予防対策

本町において、土砂災害警戒区域や危険箇所等の定め及び指定はないが、今後、警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において必要な事項を定めるとともに、住民への周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

- (1) 町は、関係機関と連携して、山地災害が発生する恐れがある危険箇所の調査等を実施し、その実態把握や対策について協議、検討を行う。
- (2) 土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに情報収集及び予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の発令・伝達、避難、救助、その他当該区域の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等について、町地域防災計画に定め、住民の安全を確保するものとする。
- (3) 町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- (4) 町地域防災計画に基づき、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第8節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

また、備蓄物資や物資拠点について、物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

1 食料等の確保

- (1) 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

【備蓄品の例】

- 食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク
- 飲料水…ペットボトル水
- 生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用、大人用）
- 衛生用品…マスク、消毒液
- 燃料…ガソリン、灯油
- その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド
パーティション、ブルーシート、土のう袋等

- (2) あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努める。
また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。
- (3) 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、最低3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材の整備

災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

3 備蓄倉庫等の整備

防災資機材倉庫の整備に努める。

第9節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりであり、要配慮者への配慮に努めることとする。

○避難所等の定義

| 種別 | 避難所 | 定義 |
|------|----------|--|
| 避難場所 | 指定緊急避難場所 | 災害による危険が切迫した場合に住民が緊急に避難できる災害の危険の及ばない一定の安全基準を満たしたグラウンド、公園及び緑地等をいう。 |
| 避難所 | 指定避難所 | 避難した住民を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるため収容し保護する学校、公共施設等をいう |
| | 福祉避難所 | 介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す要配慮者に配慮したトイレをはじめ、手すりやスロープなどのバリアフリー化が図られた避難所のことをいう。 |

1 避難場所の確保及び標識の設置

- (1) 地域住民が避難した場合において、容易に収容することができる広さが確保されていること
- (2) 大規模災害等から、住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。
- (3) 大規模災害から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする指定緊急避難場所を整備するものとする。
- (4) 積雪時における災害が発生した場合において、避難場所から容易に避難所へ収容することが可能な場所であること。

なお、冬期間など避難場所が使用に適さない状態のときは、避難所を避難場所として使用する。

(5) 指定緊急避難場所の選定要件

- ア 災害からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地など空間を十分確保できること
- イ 崖崩れや浸水などの危険のないこと
- ウ 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと

2 避難所の確保及び管理

災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための指定避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。

また、一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者、さらには療依存度の高い要配慮者が、その状態に応じて避難生活ができるよう、福祉避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。

なお、影響範囲の大きい災害については、町の指定避難所に収容しきれない場合があることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。

- (1) 地域住民の約50%以上を収容することができる施設規模を有していることが望ましい。
- (2) 現状の公共施設のなかで、比較的建設が新しい公共施設で施設の倒壊焼失等の危険性が少ない施設であること。
- (3) 昼夜を問わず避難所の開設、運営、管理等を速やかに行うことができる施設であること。

なお、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(4) 避難所の選定要件

・指定避難所

- ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること
- イ 浸水等の被害のおそれがないこと
- ウ 給水、給食の救助活動が可能であること
- エ 地割れ、崖崩れ等が予想されない地盤地質地域であること
- オ 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと
- カ その他被災者が生活するうえで町が適当と認める場所であること

・福祉避難所

上記ア～カに加え、その施設がバリアフリー化されており、相談や介助等の支援体制等がとれること。

(5) 避難所の管理

- ア 避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと
- イ 避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと
- ウ 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと

3 避難場所、避難所の住民への周知

避難場所、避難所の周知及び避難のための知識の普及については、各種の防災行事及び広報紙等を通じて、地域住民に対して周知の徹底と普及に努める。

また、災害による被害が発生する危険の高い区域について、被害想定及び避難に関する情報を、予め住民へ周知するためのハザードマップ等を作成するよう努める。

その他、気象等特別警報・警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について予め検討しておく。

(1) 住民に対し、次の事項の周知徹底を図る。

- ア 避難場所、避難所の名称、所在地
- イ 避難対象世帯の地区割り
- ウ 避難場所、避難所の経路及び手段
- エ 避難時の携帯品等注意すべき事項

(2) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識

避難経路、家族の集合場所や連絡方法（学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法など）

イ 避難時における知識

安全の確保、移動手手段、携行品など

ウ 避難後の心得

集団生活、避難先の登録など

4 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機用燃料等の確保

5 被災者の把握

町は、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい、なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め、印刷のうえ、各避難所に保管することが望ましい。

6 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、随時・適切に避難指示及び高齢者等避難開始（以下「避難指示等」という。）を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するとともに、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

なお、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、住民に対し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢とし

であること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

第10節 要配慮者対策計画

災害発生時における要配慮者の安全確保については、この計画の定めるところによる。

1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者はこれら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

2 町の対策

町長は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

3 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町長は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために避難行動要配慮者の範囲について要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。（要件については下記に記載）

なお、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、災害時には本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて留意する。

(1) 避難行動要配慮者の範囲について

ア 要介護認定3～5を受けている方

イ 身体障害者手帳を所持する方で、下記の手帳を所持する方

- ①体幹 1～3級
- ②上肢 1, 2級
- ③下肢 1～3級
- ④視覚 1, 2級
- ⑤聴覚 2, 3級
- ⑥内部 1～3級
- ⑦音声・言語・咀嚼 3級

ウ 療育手帳AもしくはBを所持する方

エ 精神障害者保健福祉手帳1もしくは2級を所持する方

オ 人口透析、酸素療法、インシュリン注射等の医療依存度が高い方

カ 食事療法中の方、乳幼児、妊婦など定期的に医療の必要な方

キ その他支援の必要な方

4 避難行動要支援者名簿情報保護

町長は、名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由など、秘匿性の高い個人情報も含まれる為、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。また、受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿の提供を受けるものに対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 避難行動要支援者名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

6 個別計画の策定

町長は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発

災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努めるものとする。

7 避難のための情報伝達

町長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受け又は、知ったときは当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

また、必要な通知又は警告をするにあたっては、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

8 避難行動支援等関係者等の安全確保

避難支援活動時に支援者本人又は、その家族等の生命及び身体の安全を守ることを最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮すること。

9 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町長は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図ることとする。

10 福祉避難所の指定

町長は、老人福祉センターや社会福祉施設等を活用し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の実態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

第11節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定緊急避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」にもとづき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、雪崩等による交通傷害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

(2) 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

ウ 緊急時ヘリポートの確保

孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難所、避難路の確保

積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業所等との協定の締結などにより必要な台数の確保に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予測されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第12節 相互応援（受援）体制整備計画

町長は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

町長は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて、応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を調べておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市

町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

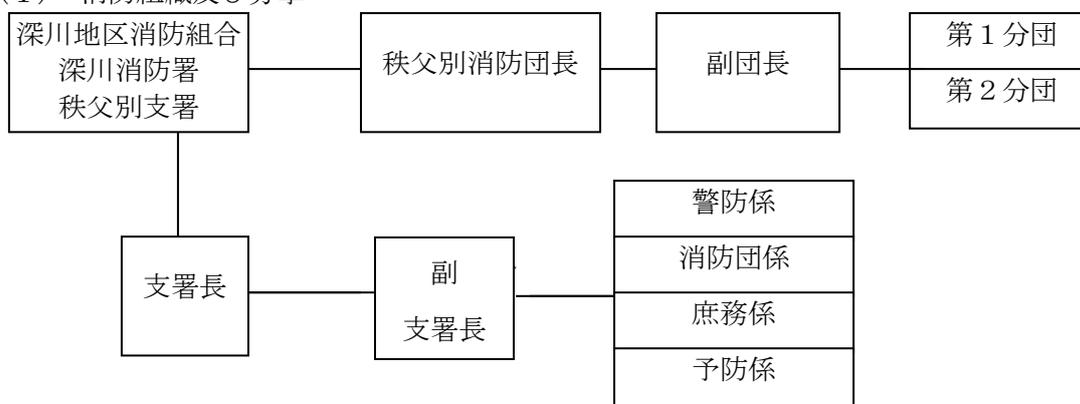
- (1) 町長は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 町長は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 町長は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についても意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 町長は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPOボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動への環境整備に努めるものとする。

第13節 消防対策計画

この計画は、消防の任務がその施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、その被害を軽減することにあるから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域の災害を予防・警戒・制圧して住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るために必要な事項を定めるものとする。

1 組織計画

(1) 消防組織及び分掌



(2) 消防職員配置

| 階級別 所管 | 消防司令 | 消防司令補 | 消防士長 | 消防副士長 | 消防士 | 計 |
|-----------|------|-------|------|-------|-----|---|
| 秩父別支署 | 1 | 3 | 1 | | 1 | 6 |

(3) 消防団員配置

| 階級別 団別 | | 階級別 | | | | | | | 管轄区域 |
|-----------|------|-----|-----|-----|------|----|----|----|--------|
| | | 団長 | 副団長 | 分団長 | 副分団長 | 班長 | 団員 | 計 | |
| 秩父別消防団 | 団本部 | 1 | 1 | | | | | 2 | 秩父別町全域 |
| | 第1分団 | | | 1 | 1 | 3 | 19 | 24 | |
| | 第2分団 | | | 1 | 1 | 3 | 19 | 24 | |
| | 合計 | 1 | 1 | 2 | 2 | 6 | 38 | 50 | |

2 消防施設

| 区分 分団名 | 消防施設 | | | | | | 水利施設 | | | |
|-----------|------|------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|
| | タンク車 | ポンプ車 | 水槽車 | 救急車 | 広報車 | 搬送車 | 消火栓 | 防火水槽 | 防火井戸 | 河川等 |
| 秩父別支署 | 1 | | | | 1 | | 8 | 19 | | |
| 消防団 | | 1 | 1 | | | 1 | | | | |
| 計 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 8 | 19 | | |

3 消防資器材

| 資器材名 | 保有台数 | |
|----------|------------|---|
| 空気呼吸器 | ライフゼムL 2 | 2 |
| | ライフゼムZ 30 | 2 |
| エンジンカッター | パートナーK1200 | 1 |
| チェーンソー | ハスクバーナ 51 | 1 |
| 発電投光器 | モリタ KG | 5 |
| ウィンチ | WARN1200 | 1 |
| | TIRFOR35 | 1 |

4 消防訓練

消防職団員の体力、資質の向上及び消防活動の充実強化を図るため、次の区分により教育及び訓練の実施に努める。

(1) 教育

ア 学校教育

消防大学校、北海道消防学校、救急救命中央研修所、その他学校及び教習所における教育。

イ 内部教育

一般教育、特別専科教育、火災予防防衛戦術教育、水防教育、外来講師研修、その他の教育。

(2) 訓練

ア 通常訓練 月例訓練計画により実施する。

イ 特別訓練 年2回以上実施する。

ウ 団員訓練 現場活動に必要な訓練を年間計画で実施する。

(3) 消防演習

職団員を現場活動に習熟させるため、毎年1回以上消防演習を実施する。

5 火災予防計画

安全な住民生活の確保を図るため、予防査察の強化と自主防火管理体制の確立を図るとともに、地域住民の生命・身体及び財産を火災から保護し、もって社会公共の福祉の増進に資するため、防災体制の整備を促進し火災予防対策の強化を図ることを定める。

(1) 火災予防指導

| 指導の区分 | 回数 | 指導内容 |
|---------------------------------|-------|-------------------------|
| 防火管理者資格付与講習会 | 年1回以上 | 国の定める基準により必要な知識 |
| 防火管理者上級講習 | 年1回以上 | 国の定める基準により必要な知識 |
| 危険物取扱者試験準備講習 | 随時 | 他の関係機関からの要請により受験に必要な知識等 |
| 防火対象物、町内会、女性会、老人クラブ等、団体に対する防火指導 | 要請による | 防火知識及び要請のあった事項 |
| 防火管理者、危険物取扱者、石油燃焼器具整備業者 | 年1回以上 | 業務に必要な安全知識及び法令の改正内容 |

(2) 火災予防査察

ア 定期査察

| | | |
|----------------|--|-------|
| 消防本部職員 消防署員 | 条例法第2条で指定する防火対象物で法第8条のうち、特定防火対象物及び法第10条で定める危険物製造所等 | 年2回以上 |
| 消防署員 | 法第17条で定める防火対象物のうちで前記以外のもの | 年1回以上 |
| 消防団員 | 専用住宅 | 年2回以上 |

イ 臨時査察

| | |
|----------------|--|
| 消防本部職員 消防署員 | 臨時催物が行われる防火対象物及び混雑が予想される対象物並びに関係者から特に要請があった対象物 |
|----------------|--|

(3) 火災予防広報

火災予防運動、歳末警戒または火災が発生するおそれがあるときは、次の広報媒体により広報する。

- ア サイレンの吹鳴
- イ 立看板の掲示
- ウ 防火ポスターの掲示
- エ 防火リーフレットの配布
- オ 報道機関への依頼
- カ 広報車による巡回広報
- キ 消防車による警戒パトロール
- ク 各種団体に対する直接広報

6 火災予警報計画

気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災を未然に防止するため消防法第22条の規定により火災警報を発令し、区域内よりの出火防止に万全を期することを目的とする。

(1) 火災警報発令基準

ア 実効湿度 65%以下にして最少湿度 45%となり、最大 7m/秒以上のとき。

イ 実効湿度 60%以下で風速 7m/秒以上のとき。

ウ 平均風速 15m/秒以上が 9 時間以上続くと予想されるとき。

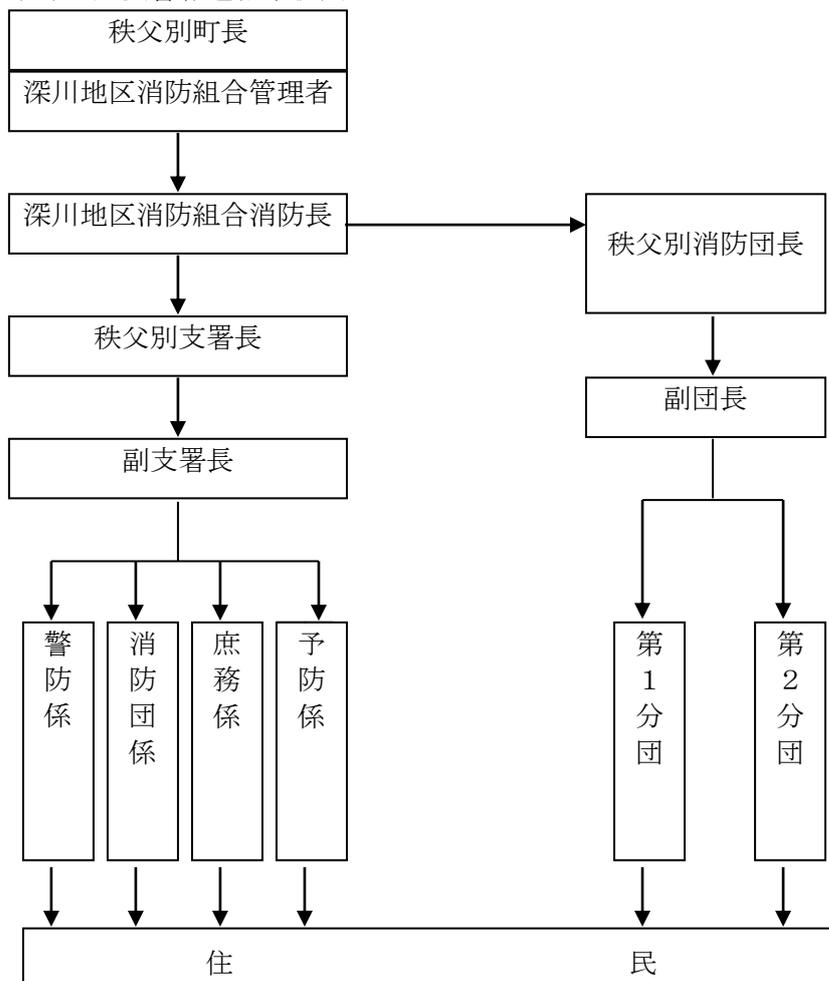
エ 湿度 30%以下で実効湿度が 50%以下のとき。

オ 警報解除は、気象の状況が火災予防上危険のない状況と認めるとき。

(2) 火災警報信号

| 区分 信号 | 火災警報発令 | 火災警報解除 |
|-------------|--|--|
| サイレン 信号 | 約 30 秒 ○—○—○—○—○— 約 6 秒 | 約 10 秒 約 1 分 ○—○—○—○— 約 3 秒 |
| 打鐘信号 | ○ ○—○—○—○ ○ ○—○—○—○ (1 点と 4 点との班打) | ○ ○ ○—○ ○ ○ ○—○ (1 点 2 個と 2 点との班打) |
| 掲示板 吹流し旗 | 火災警報発令中 赤字白文字 形状は適宜 大きさは適宜 | 掲示板の撤去 吹流しの降下 旗の降下 |

(3) 火災警報連絡系統図



7 警防計画

(1) 消防団員の招集

| 招集別 \ 区分 | 消防職団員招集要領 |
|----------|---|
| 災警報発令時 | 1 火災警報発令時の信号を認知した消防職団員は、速やかに支署に集合する。 2 必要により電話で招集することもある。 |
| 通常火災 | 1 火災信号その他の方法で火災を認知した消防職団員は、あらかじめ定められた区分に従い、速やかに支署に急行し上司の指示により行動する。 2 第2出動及び応援出動等、火災の状況により必要に応じて職団員を招集する。 |
| 非常時火災 | 火災信号その他の方法で火災を認知した消防職団員は、速やかに災害現場または支署に急行し、上司の指示により行動する。 |

第4章 災害予防計画

(2) 出動区分

| 区分 | 災害状況 | 出動体制 |
|------|---|---|
| 第1出動 | 火災を覚知したとき。ただし状況により、偵察、車輛火災及び小規模の火災等で、支署で制圧できると判断したときは縮小できる。 | タンク車 1 連絡車 1 |
| 第2出動 | 先着隊の隊長が火災の規模等により、消防隊の増強を必要と認めたとき。 その他市街地及び密集地で延焼のおそれのある特殊建築物・危険物製造所等の火災で、人命に危険を生じると判断したとき。 火災の拡大が著しく、かつ人的・物的被害が大となり、大火災に進展すると認めたとき。 | タンク車 1 水槽車 1 ポンプ車 1 搬送車 1 連絡車 1 |
| 応援要請 | 町長は、災害の被害が甚大で、かつ広範囲に拡大するおそれがあると認めた場合に、深川地区消防組合秩父別支署消防計画及び北海道広域消防相互応援協定に基づき、関係消防機関に応援を求めることができる。 ○要請順位 1 消防組合管内応援要請 2 北海道広域消防相互応援協定 第1要請（近隣市町消防機関） 第2要請（道央ブロック消防機関） 第3要請（全道消防機関） | 必要な器材 |

8 消防相互応援協定

深川地区消防組合秩父別支署において、火災その他の災害を防御するために、消防組織法第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市・町等」という）相互の応援体制を確立し、北海道広域消防応援協定を締結している。

今後は、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努める。

○ 応援要請の方法

(1) 応援の要請は災害が発生し、又は発生するおそれのある市・町等の長から、他の市・町等の長に対し、災害の規模に応じて次の区分により行う。

ア 陸上応援要請

(ア) 第1要請（近隣）

当該町が近隣の市・町等に対して行う応援要請

(イ) 第2要請（道央）

当該町が構成する地域内の他の市・町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(ウ) 第3要請（全道）

当該町が構成する地域外の他の市・町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

イ 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

- (2) 陸上応援要請は、第1要請・第2要請・第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- (3) 前項の陸上応援要請のうち第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市・町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

9 救助・救急計画

各種災害及び各種事故等による救助・救急を必要とする傷病者を安全な場所へ救出し応急処置を実施し、さらに迅速的確に医療機関に搬送するためのものである。

(1) 救助・救急活動の原則

人命救助活動は、あらゆる災害による人命危険から救出することであり、他の警防活動に最優先して実施されるものである。

救助活動については、深川地区消防組合救急業務運用規程、その他の法令等によるもののほか次による。

- ア 現場到着と同時に実施し、災害の特殊性・危険性・事故の内容等を判断し、二次災害を排除し、安全確実かつ迅速に行う。
- イ 隊員相互の連絡を密にし、原則として単独行動はしない。
- ウ 要救助者は、危険度が高い者から優先して救出する。
- エ 救助場所は、原則として屋外で最も安全な場所とする。
- オ 群集心理による混乱防止に努める。

(2) 出動

出動に関する計画は、組織計画における救助・救急活動組織計画の編成により、災害の規模・状況・場所等を判断しこれに対応する。

所要人員・車両等を勘案し最も効果的に出動するものとし、関係機関は相互に協力して業務遂行を図るものとする。

ア 平常時の出動（消防職員で対応できるもの）

- (ア)通常出動 救助・救急業務を要する事故を覚知し、消防職員で対応し得るもの。
- (イ)増強出動 消防署で所属長が災害・事故等の規模・状況等により、隣接の支署に増強要請を行うもの。

イ 非常時の出動

救助・救急活動の規模及び状況が通常の体制で対処できないとき、又はそのおそれがあるときは、関係所属長は消防長・消防団長に速やかに報告するとともに、火災警

防計画における招集に準じた要領により、消防職員・団員を招集し、救助・救急活動組織を編成し、活動体制の強化を図るものとする。

(3) 医療機関との協力体制

各所属長は地域医療機関と密接な連絡をとり、下記事項を調査し緊密な協力体制を確立し、傷病者の生命維持及び身体の安全のため迅速な対応を図らなければならない。

ア 管内その他必要な医療機関の名称・診療科目・所在地・責任者名・連絡用電話番号等

イ 夜間・休日等の傷病者の受入れ体制

ウ 現場応急救護所等の出動協力体制

エ その他必要な事項

(4) 応急救護所の設置（要請）

大規模災害（集団災害事故等を含む。）等により、現場応急処置を必要とする者が多数発生し、各医療機関が傷病者を収容不能になったとき、又は救助・救急活動に支障が生じたときは、各関係町にその状況を報告するとともに、応急救護所の開設を要請するものとする。

(5) 救助用資器材の調達

救助隊の編成・装備及び配置の基準を定める省令第2条に定める救助用資器材を確保するとともに、不足資器材については、保有事業所等の把握及び調達計画を確立しておくものとする。

ア 重量物排除用資器材

イ 水難救助用資器材

ウ 高所救助用資器材

エ その他必要と思われる資器材

(6) その他

この節に定めるもののほか消防計画について必要な事項は、深川地区消防組合消防長が別に定める。

